

# 公益財団法人競走馬理化学研究所特定資産取扱規程

(平成 23 年 11 月 25 日 理事長達第 18 号)

(目的)

**第 1 条** この規程は、公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所という。」）における特定資産の積立て、取崩しその他の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定資産とは、特定の目的及び用途のために研究所が定めた資産で、公益財団法人競走馬理化学研究所会計規程（昭和 40 年規約第 3 号。以下「会計規程」という。）第 13 条の 2 第 1 号の退職給付引当資産及び同第 2 号の減価償却引当資産をいう。
- (2) 資産取得資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に規定する特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいい、前号の特定資産のうち減価償却引当資産がこれに当たる。
- (3) 積立限度額とは、退職給付の支出又は減価償却資産の取得若しくは改良に必要な最低額をいう。

(要件)

**第 3 条** 特定資産は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 特定の目的及び用途のために積立て又は取崩しを行うものであること。
- (2) 他の資金と明確に区分して管理されていること。
- (3) 目的支出以外は取崩しできないこと、又は、目的外取崩しを行う場合は、理事会の決議を経ること。
- (4) 積立限度額が合理的に算定されていること。
- (5) 第 3 号の定め並びに積立限度額及びその算定根拠について事務所に備置き、閲覧等の措置が講じられていること。

(積立限度額)

**第 4 条** 各事業年度末の積立限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退職給付引当資産の積立限度額は、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の負債

の合計額を限度とし、両引当金の算定は、会計事務細則第 34 条の 4 の規定による。

(2) 減価償却引当資産の積立限度額は、減価償却資産の取得価額を限度とし、減価償却資産の範囲は会計規程第 16 条の規定による。

(取崩)

**第 5 条** 特定資産は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を取り崩さなければならない。

(1) 目的支出がなされた場合

当該目的支出の額に達するまでの額

(2) 各事業年度末における積立限度額が当該負債又は資産の額を下回るに至った場合

その下回る部分の額

(3) 正当な理由がないのに、資産取得資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合

その事実があった日における資産取得資金の全額

2 前項第 3 号の場合にあつては、当該事業年度以後の積立限度額は零とする。

(運用)

**第 6 条** 特定資産の運用は、元本が確実に回収でき、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行うものとし、運用に関し必要な事項は別に定めるところによる。

(備付け)

**第 7 条** この規程は、公益財団法人競走馬理化学研究所定款第 46 条第 1 項第 10 号に規定する書類として、備え付けるものとする。

(規程の改廃)

**第 8 条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附 則**

この通達は、平成23年11月25日から施行する。